

# 小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

各回共通資料

小諸市の自治基本条例策定の取組みの考え方

## 小諸市の自治基本条例策定の取組みの考え方(確認資料)

### 自治基本条例とは

- ・自治に関する基本的な事項を定めた条例。「自治体の憲法」とも言われる。
- ・全国の自治体で制定が増えている。

### 自治基本条例の内容・条件

出典：松下啓一(2004)「協働社会をつくる条例」ぎょうせい p.3より

自治の基本的なあり方を示している

市民の基本的権利や責務を規定している

自治体(議会を含む)の組織・運営・活動に関する方針や仕組みを定めている

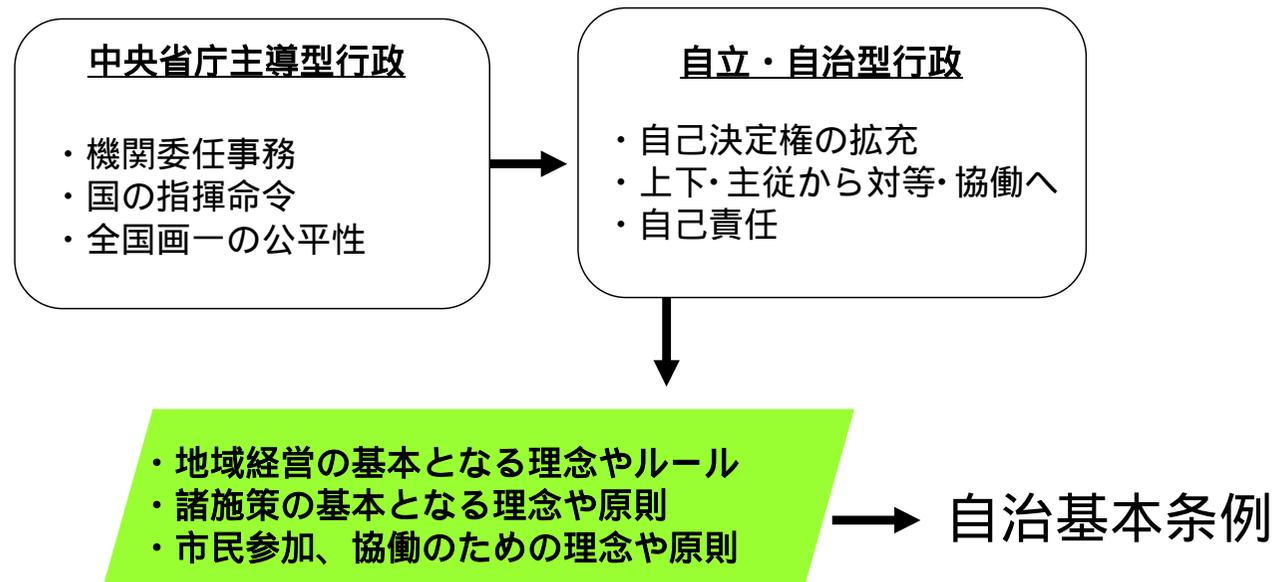
市民参加、市民と自治体との協働に関する方針や仕組みを定めている

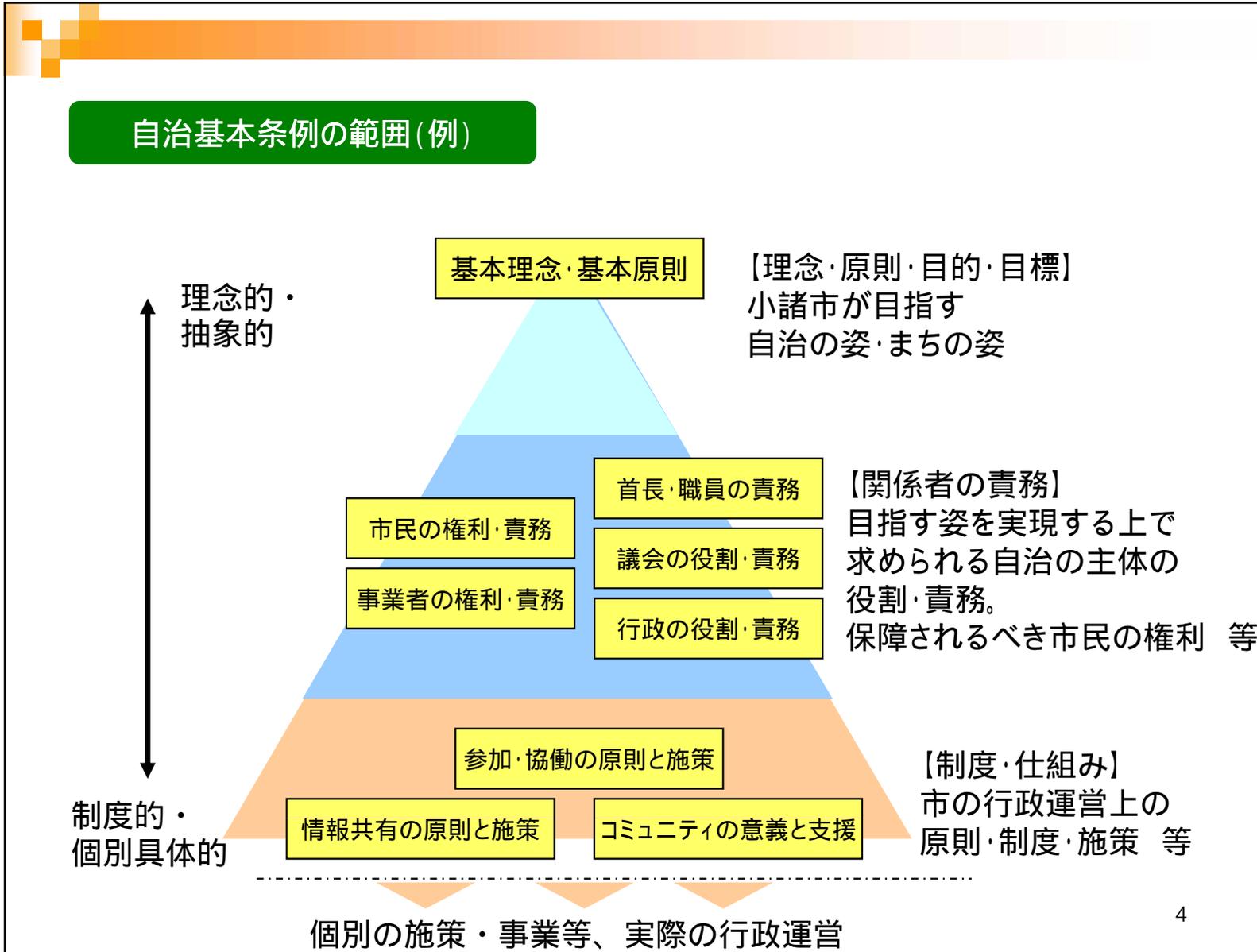
自治体の最高規範として、他の条例や計画などの指針となっている

以上のことが、形式として規定されているだけでなく、実体が伴っている

## 自治基本条例の背景

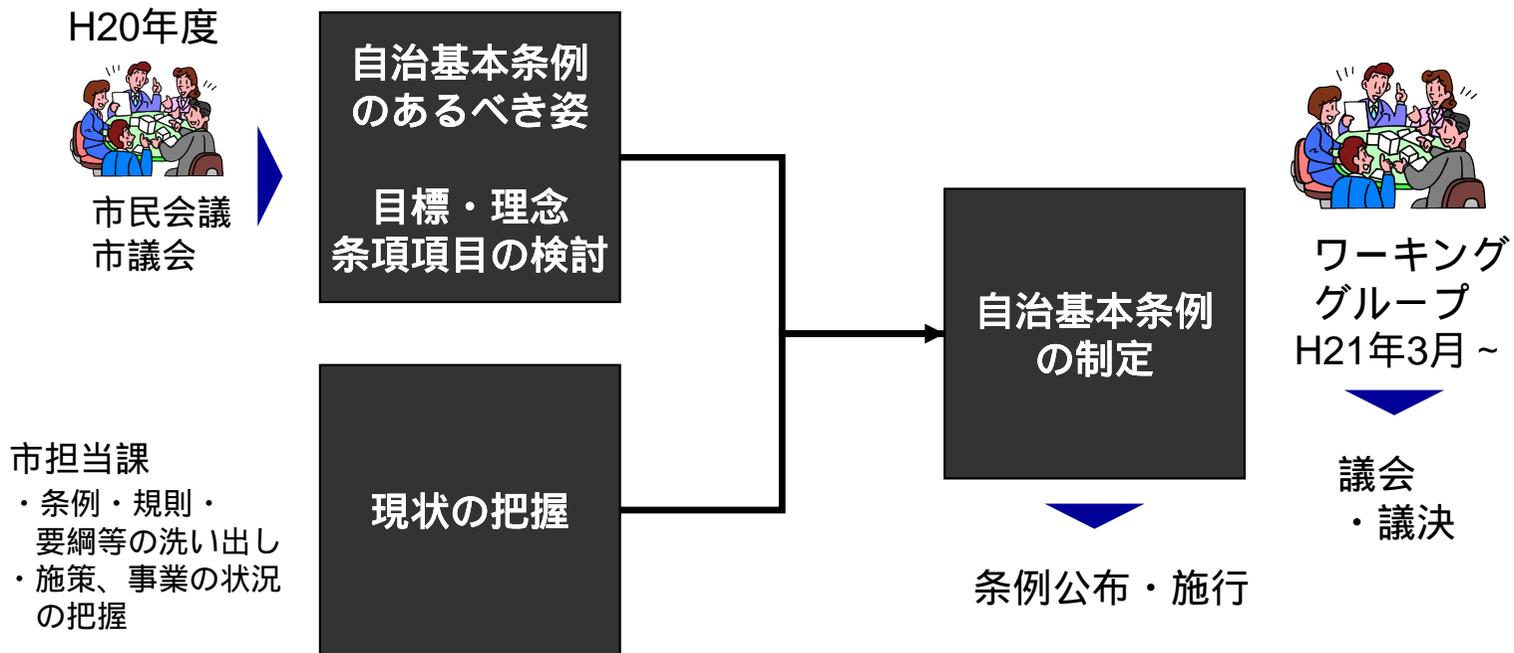
- ・ 地方分権 地域の自治の伝統に基づいた原則の確立の必要性





## 小諸市自治基本条例制定へ向けた体制とスケジュール

### ■ 制定までの流れ



## 当市民会議の役割と位置づけ

### ◆ 役割・目的

- ・多くの市民が自由に討議することで、小諸の自治のルールをつくるうえで必要な視点や考え方、現在の課題を確認すること

### ◆ 位置付け

- ・自治基本条例の制定に向けて、自由に発言できる意見交換、意見共有の場。
- ・まとめた意見は、平成21年3月から開催する予定のワーキンググループへ提供し、条例策定のための重要な参考資料とする。

